

更別村農業委員会議事録

令和2年 第2回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年2月13日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年2月13日（13時24分開会、14時32分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 惠 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

10番 及川委員 11番 宍戸委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 浩二 農地係長 河原 崇行
産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 更別村農業委員会事務局規程の一部改正について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和3年度農業政策と予算に関する要望について
- ② 令和2年第3回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻前ですがお集まりになっておりますので、ただ今から令和2年第2回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員 12名であります。会議規則で定めます定足数に達しておりますので、総会の方は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集の挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 どうも皆さんこんにちは。第2回の定例会ということで、それぞれ定刻前にお集まりいただきましてありがとうございます。

2月に入り、厳しい寒さもひと段落し暖かくなって参りましたが、新型コロナウイルスですか、今月に入り蔓延が拡大しており各方面に影響を及ぼしつつある状況と思っております。

本日ではありますが、報告事項4件、議案5件となっておりますが、ひとつ慎重審議の程お願い致しまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。10番 及川委員、11番 宍戸委員、それぞれひとつよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

- (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは早速議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明を致します。1月の定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、この内容について何かあればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。1月の議案調製以降に届出のありました、農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありましたが、何かご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。1月の総会議案の調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありましたが、何かご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて(結果報告)

【議長】 次、報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願いします。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明を致します。

1月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するものです。賃貸借1件のあっせんが成立をしております。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありましたが、このあっせん委員会であっせん委員長を務められました塩田委員より報告をお願いします。

【塩田委員】 1月17日に福田委員、河瀬委員、及川委員、そして私とであっせん委員会を開かさせていただきました。従前どおりということで改めて内容等確認し、あっせんに至りました。

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、それを踏まえて何かご質問があればをお願いします。
(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 これより議案の方へ入らせていただきます。議案第1号、現況証明願について説明願います。

【事務局長】 議案第1号、現況証明願について説明を致します。1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案の資料をお願い致します。資料は1頁になります。1頁中程、中心

辺りですね、願出地の位置図付けておりますのでご確認をお願い致します。

現地調査につきましては、担当委員を含む3名の委員をお願いしております。

【議長】 ただ今報告いただきましたが、現地確認いただいた九々委員の方より報告をお願いします。

【九々委員】 2月8日、私と赤澤委員、塩田委員の3名で現地確認をして参りました。そしてこのとおり松が植林されておりました。

【議長】 ただ今それぞれ報告がありましたが、何かご意見ご質問等があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければこの内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(6) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定2件の申請について許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案の資料の方お願い致します。資料は2頁からになります。まず2頁に香川区の区域の図面。3頁、東栄区の区域。そして4頁に上更別南区の区域の図面を付けております。資料5頁からは申請書の写し付けております。農地法第3条第2項各号に定めます許可要件に係る部分、こちらについては6頁をお願いします。6頁の左上に表が載っております、この表に借主Aとその世帯員の方が有する現在の経営面積が載っております。下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして6頁左側の今度中程、5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況、ここからずっといきまして、7頁の左下になります。7頁左下、一番下ですね、10 周辺地域との関係。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作の事業を行えるか、周辺地域の農

業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

それでは議案の方戻っていただきまして、議案 2 件目に参ります。

(議案朗読)

また議案資料の方お願い致します。資料は 9 頁からになります。資料 9 頁に申請地の位置図付けております。●●号沿の細かい部分がちょっと分かり辛いので、1 枚めくっていただきまして、資料 10 頁に拡大図の方付けておりますのでご確認をお願い致します。そして資料 11 頁からは申請書の写しになります。許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

それと現地調査ですね。こちらについてはそれぞれ担当委員をお願いをしております。

なおですね、前回の定例総会で B のここに出てない別の農地に係るあっせん議案を提出しております。その関係で昨年のうちから B と何度か調整を進めてきておりました。その際、今回申請のあった農地についても農地法 3 条で賃貸をしたいんだということでお話を伺っておりまして、じき出てくるのが分かっておりましたので、降雪前に現地確認を行えるようあらかじめ担当委員の方には連絡をしておりました。このため確認日が申請日より前になる場合もあるかと思っておりますので、そちらはご理解をお願い致します。

【議長】 ただ今説明をいただきましたが、これより資料に目を通していただく訳ですが、その前に現地確認いただいたそれぞれ委員に報告をいただきたいと思っております。まず、借主 A の方から進めます。まず山中委員の方より報告をお願い致します。

【山中委員】 昨日、2 月 12 日に現地確認をしましたが、この状況では雪が覆っていましたが、おそらく農地として利用されていると思われま。

【議長】 次、及川委員お願いします。

【及川委員】 東栄地区の部分なんですけど、先ほど事務局より報告のあったとおり、昨年の 12 月 25 日に話をいただきまして、その日にすぐ、雪が降る前にとおって現地確認に行って参りました。畑として使っておりましたことを報告致します。

【議長】 次、福田委員お願いします。

【福田委員】 私も昨年の 12 月 29 日頃に確認に行きました。そのときは雪割してあったので、畑として使っているものと思っております。

【議長】 次、借主がCの方へ移ります。こちら現地確認いただいた山中委員より報告をお願いします。

【山中委員】 こちらも昨日、2月12日に現地確認をして参りました。たまたま雪割をしてくださってしまして境界もはっきりしてしまして、畑として利用されていると思われまます。

【議長】 今それぞれ報告がありましたが、それを踏まえてまずAの方ですが、資料の2頁からですか、2頁から8頁まで。あと、Cが9頁から13頁となっておりますので、しばしお目通しいただいてそのあと審議の方へ入らせていただきますのでよろしくお願いします。
(各委員申請内容確認)

【河瀬委員】 ちょっと質問しても良い？Cに貸す畑の一番小さい●●㎡、●●番の●あるでしょ？これ地上権、農水省が使用権を持っているという風に資料なっているんだけど、こういう土地って賃貸借は？

【事務局長】 3条の申請に関しては、責任は全て当事者にお任せというか、こちらは出てきたものに対して。

【河瀬委員】 相対だから？双方合意だったらそれでよし？通常あっせんだと本当はこれならない？

【事務局長】 通常あっせんの場合は、農業委員会の事務局から農水省なら農水省に同意してくださいという公書を出して公書で返していただいて、それで確認取っているんですけども、3条の相対に関してはこちらでは一切そういうことをしませんので、あとは当事者の責任でやっていただくという形になります。うちとしては同意を相手方を取っているかどうかはそこまでは確認は取っておりません。

【河瀬委員】 それは委員会として必要がないと？取らなくて良い？

【事務局長】 はい。

【議長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは資料も含め、まず借主Aの方から進めて参りたいと思います。それぞれ報告並びに資料を見ていただき、何かご意見ご質問があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 いかがでしょうか？ご意見ございませんか？
(「ありません」の声)

【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではAの件については許可するものと致します。
次、借主Cの方へ移ります。こちらの方もご意見ご質問等があればお願い
いたします。
(意見等無)

【議 長】 いかがでしょうか？ご意見ございませんか？
(「ありません」の声)

【議 長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは2件とも許可するものと致します。

(7) 議案第3号 更別村農業委員会事務局規程の一部改正について

【議 長】 次へ進みます。議案第3号、更別村農業委員会事務局規程の一部改正に
ついて説明をお願いします。

【事務局長】 議案第3号、更別村農業委員会事務局規程の一部改正について説明を致
します。この議案につきましては前回の定例総会でも審議をいただいたと
ころなんです、追加で改正したい事項が出てきましたので、申し訳ない
んですが再度審議をお願い致します。

1 の理由は前回と全く同じです。地方自治法施行規則の一部を改正する
省令、これが今年4月1日に施行されることに伴いまして、この規則に
規定されています歳出予算の区分から賃金という科目が削られることにな
り、これに対応するための改正になります。

2 の要旨は省略します。議案見開き右側の頁、新旧対照表をご覧いただ
きたいと思います。対象表の右側、現行と書いてありますが、これは前回
改正した後の内容を載せております。第11条のカッコ7、第7号ですが、
これの2行目の中程に「ただし」というところがあります。この後ろなん
ですが、報酬、これは4月以降臨時職員に代わる身分となる会計年度任用

職員という職員の報酬に限ります。それと自動車重量税などの公課費、この二つの支出伝票については金額に関係なく事務局長が伝票の専決と申いますか、決裁をできますよということで、前回の定例総会で改正を承認いただいたところです。

続きまして表の左側、改正後の方に参ります。報酬の後ろの下線部の箇所に「職員手当等（パートタイム会計年度任用職員に係るものに限る。）・」と追加をしております。臨時職員なんですけども、4か月に一度、割増賃金と言いまして月額賃金の1.3割増しの手当的なものが年2回を限度に今支給をされております。この割増賃金の予算が今の科目では賃金という科目で、その支出伝票を事務局長が専決をしているところです。4月以降は賃金の科目自体がなくなりますので、今後は職員手当等という科目で予算を組むこととなります。パートタイム会計年度任用職員という職員の職員手当等についても事務局長が専決できるようこの文言を追加するものがあります。

表の欄外下に附則として、この規程は今年の4月1日から施行するとしてございます。

それで補足を致します。新旧対照表で、報酬の方は「会計年度任用職員に係るもの」と書いてあります。それで職員手当等の方は「パートタイム会計年度任用職員に係るもの」と、パートタイムが付くか付かないかで分かれていますけども、会計年度任用職員というものには2種類ございます。まず一つ目が正職員と同じ時間勤務する職員、これをフルタイムの会計年度任用職員と言います。現在の準職員に当たる職員になります。この職員については総務課長が支出命令を今専決しているところです。もう一方なんですけども、正職員より1週間当たり1時間15分勤務時間が短い職員を4月以降パートタイムの会計年度任用職員という風に定めます。これは現在臨時職員に当たる職員になります。農業委員会にもおりますが、ああいった方々のこととなります。各課の課長やうちで言えば事務局長が支出の伝票を専決することができるということになっております。

4月以降、フルタイムの賃金は給料という科目から出すこととなります。パートタイムの賃金は報酬から支出することとなります。報酬はパートタイムにしか存在しなくなります。フルタイムの方は給料になるので、報酬はパートタイムにしか存在しなくなります。パートタイムに限りますとわざわざここに表示しなくても報酬についてはフルタイムは除かれることになるので、あえて載せないという形をとっております。一方で、職員手当等の方はフルタイムもパートタイムも同じ科目から支出することになるので、各課長や事務局長はパートタイムしか専決できないのでパートタイムに係るものに限ると一言加えているところです。相当分かり辛いと思うんですけども、内容的にはそういうことでパートタイムかそうでないかっていうのを分けております。

本来であれば先月一度の提案で済ますべきところを2か月に跨ってしま
いまして大変恐れ入りますが、以上のとおり事務局規程を改正してよろし
いか審議の方をお願い致します。

【議 長】 ひとまずこの、説明今ありましたが、ご理解いただけたでしょうか？分
からなければ質問をお願いします。

(質疑等無)

【議 長】 いかがでしょうか？この内容で改正することに逆らうことはできないと
思うのですが。

(「よろしいと思います」の声)

【議 長】 よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではこういった形で進めていただきますのでよろしくお願
いします。

(8) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計
画の決定について

【議 長】 次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

【事務局長】 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の決定について説明を致します。

基盤強化法に基づきまして村から決定を求められました利用権設定2件
の農用地利用集積計画について決定してよろしいか審議をお願い致しま
す。

1件目です。(議案朗読)

2件目です。(議案朗読)

以上2件、集積計画に登載するためのものでありまして、基盤強化法第
18条第3項で規定します各要件、基本構想への適合、全ての農用地の効率
的利用、必要な農作業への常時従事、これらの要件については満たしてい
ると考えてございます。

【議 長】 今回2件の賃貸借について、今事務局より説明がありました。

まず1件目、利用権の設定等を受ける方、Aの件であります。この件
につきまして、賃借権設定についてご意見ご質問があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 次、2 件目、賃借権設定される方がDの件であります。この件につきましてもご意見ご質問をお受けします。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？この件も決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは2 件とも決定するものと致します。

(9) 議案第 5 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明をお願いします。

【事務局長】 議案第 5 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明を致します。賃貸借 2 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目です。(議案朗読)

議案の資料の方お願い致します。資料 14 頁と 15 頁になります。2 頁に渡って申出地の位置図を付けております。

こちらについては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

それでは議案に戻りまして、議案最終頁になります。2 件目です。

(議案朗読)

また議案の資料をお願いします。資料は 16 頁になります。16 頁、2 か所に分かれてございますが、こちらが申出地になります。

【議長】 ただ今 2 件の賃貸借のあっせんの申出がありました。まず 1 件目、E から申出があった件であります。この申出についてあっせんを行ってもよろしいか、併せて従前と内容が変わらないということなので、書類あっせんを進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではその方向で進めさせていただきます。

次、2 件目、F から申出があった貸貸借の件であります。この件につきましては新規の事業であります。この件につきまして、あっせんを行ってもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議 長】 それでは2 件とも併せてあっせんをするものと致します。

それではあっせん委員を選ばせていただきます。日崎委員、大地委員、九々委員、福田委員。立会を日光代理、ひとつよろしくお願い致します。それであっせん委員会ですが、本日の定例会終了後でもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議 長】 それではひとつよろしくお願いします。

次、F の方に移ります。こちらのあっせん委員ですが、日崎委員、河瀬委員、宍戸委員、山中委員。取りまとめ、日崎委員お願いします。

※日崎委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議 長】 それではF から申出があった件であります。あっせん委員会を2 月の20 日、午前9 時からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

以上で議案の方は全て終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和3 年度農業政策と予算に関する要望について

【議 長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。まず1 点目、令和3 年度農業政策と予算に関する要望について説明をお願いします。

※資料17 頁～31 頁について、事務局より説明。

※要望があれば今月中に事務局へ連絡。

(2) 令和2 年 第3 回農業委員会定例総会について

※第3 回定例総会は、3 月13 日（金）13 時30 分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは第2回の定例会、無事案件の方承認させていただきました。ありがとうございます。

雪解けも進んで参りますが、どうか交通事故等十分注意され、また来月の定例会はよろしく申し上げます。本日は大変ありがとうございました。